

発議案第3号

教職員定数の改善を求める意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、教職員定数の改善を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和4年6月24日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 小原享子

提案理由

子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革の実現を求めるため、国及び政府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

教職員定数の改善を求める意見書

平成30年6月に閣議決定された第3期教育振興基本計画では、誰もが夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成や教育政策推進のための基盤を整備すること等が求められており、当市においても、令和3年3月策定の北上市教育振興基本計画（2021～2030年度）にあるように、変化する社会を生き抜く「知・徳・体」の育成や、最適な教育環境の構築等に努めています。

そのような中、教職員の勤務実態は大変深刻な状況となっており、多くの職場では慢性的な教職員の不足が学校運営に支障を来しているとの声が上がっています。

当市でも加配による専科指導教員のほか、市独自予算で個別指導支援員が配置されていますが、いじめ・不登校・別室登校・貧困・複雑な家庭環境等、子どもたちを取り巻く問題は複雑化しており、よりきめ細やかな指導や対応が必要とされています。しかしながら、これらの問題に十分に対応できるだけの人員が配置されているとは言い難く、新型コロナウイルス感染症に伴う業務も教職員の多忙の一因になっており、長時間労働の是正は進んでいません。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員の増員や少数職種の配置増等、根本的な教職員定数の改善が不可欠です。よって、子どもたちの教育環境改善のため、国及び政府関係機関に対し、令和5年度政府予算編成において計画的な教職員定数改善を推進するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和4年6月24日

岩手県北上市議会

（提出先）

内閣総理大臣

文部科学大臣

財務大臣